

広島県告示第二百八十六号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、福山港における小型船舶特定係留施設の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者	指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
<p>名 称 及 び 代 表 者 氏 名</p> <p>シダックス大新東ヒューマンサービス・ベルポート共同企業体 代表者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社代表取締役 遠山 秀徳</p>	<p>主たる事務所の所在地</p> <p>東京都調布市調布ヶ丘三丁目六番地三</p>	<p>平成二十六年三月三十一日</p> <p>平成二十六年四月一日、平成二十八年三月三十一日</p>